

「札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を中心とした
都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務」
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第2703号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日
令和8年7月6日

2 契約担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）
札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 企画課 企画係（電話011-211-2192）
メールアドレス ki.kikaku@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を中心とした都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務

(2) 目的

札幌市は、観光・食分野のブランドが国内外で高い認知度を誇り、北海道・札幌の「強み」として観光誘客等に大きく貢献している。一方、人口減少・都市間競争が進む中、持続可能なまちづくりを目指す上では、一過性の消費効果に依存しない、人材・企業・投資が持続的に循環する都市構造の形成が必要である。

その点で、札幌市では、新たな創作・表現・挑戦が循環するクリエイティブな都市となるべく、「創造都市さっぽろ」を宣言した。その後、札幌市は、市民の創造性を促す大規模な文化芸術施設・イベントが豊富で、デジタル技術などを用いた新しい文化的なクリエイティブ産業の発展を目指す都市として、ユネスコ創造都市ネットワーク・メディアアーツ都市に認定され、各部門において、各種取組を実施してきた。こうした中で、経済セクションでは、映像、ゲーム・eスポーツ、デザイン産業の振興を先導、文化セクションでは、国際芸術祭の開催、まちづくりセクションでは、マンガ等を生かしたまちづくりのあり方検討を、それぞれの部門が主導して進めてきたところである。それらの結果、eスポーツの著名な大会が3年連続開催され、マンガ分野では反映による推進体制が整備され、国際芸術祭でも新たに企業の技術ノウハウや資金を生かした共創作品の展開するなど、一定の成果が見られる。こうした状況に加え、札幌ならではのクリエイティブ分野は、従来の食・観光分野ではリーチしきれなかった、若者・欧米圏にリーチし、都市ブランドの確立への可能性があることから、今後のまちづくりの推進において重要な要素と位置づけ、今後の施策を展開していくべき分野であると考えられる。

以上のことから、人材・企業・コミュニティが持続的に集積する都市構造の形成に向け、札幌ならではのクリエイティブ分野の強みが、今後の札幌市の都市成長及び都市ブランド形成において重要な役割を果たし得る可能性を踏まえ、戦略的かつ体系的な課題整理を行う必要があり、本業務は上記についての今後のあり方を検討・構築するための基礎資料を作成するものである。

(3) 業務内容等 別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 予算額(事業規模)

13,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業」に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（１）～（５）を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

5 企画提案を求める項目

以下の点について、仕様書に記載の本業務における視点・概要および3つのカテゴリに基づいて企画提案を行うこと。

(1) デスクトップリサーチ及び先進都市ベンチマーク調査・分析

国内、海外有力都市（人口規模や都市特性、文化特性等を可能な限り札幌市と類似する都市とする。）の先行事例について、本調査に必要な件数を抽出（抽出した理由を明確に示すこと）のうえ、整理・分析を行う。その際、単純に実施事項をまとめるのではなく、以下アからオに記載の観点を踏まえて、各都市が、人材育成、拠点形成、学・民との連携、運営・管理、資金調達の面においてどのような手法を取っているか等の具体的な内容を調査・分析する手法等。

- ア 取組実施の背景や課題認識
- イ 取組手法並びにその対象及び所要経費
- ウ 取組の実施に当たり考慮した視点
- エ 取組の効果及び反響
- オ 今後の取組の方向性

(2) 有識者・関係機関等へのヒアリング、意向調査

人材育成や拠点形成に向け何がハードルとなっているかを定量的・定性的に把握するため、仕様書に示す3つのカテゴリに関するステークホルダーも含め、教育機関等へのヒアリングを10件程度実施することとし、その手法等。

(3) 若年層及び欧米圏ターゲットを対象とする実態・行動特性分析

既存のデータ等を活用した若年層（高校生・大学生等）に対する就業意向やシビックプライドに関する意識を把握する。併せて、札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野の効果的なプロモーションに向け、若年層・欧米圏を中心とする消費層がどのような特徴・傾向にあるか等、行動特性等を分析し、アプローチすべきコミュニティ、その手法を特定するための手法等。

(4) 戦略素案・あり方の提示（コンサルティング・プランニング業務）

仕様書に示す3つのカテゴリの将来性を踏まえ、上記の調査データを統合し、人材育成、拠点形成、プロモーション、推進体制の4つの観点から、札幌市がとるべき具体的な政策オプション、官民の役割分担、共通ゴールを市の今後の検討の基礎となる戦略素案として提示するための手法等。

(5) 業務体制、業務実績、業務スケジュールについて

本業務を遂行するに当たっての実効性のある体制、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、別紙「業務仕様書」に示す委嘱目途を踏まえた本業務委託期間中の適切なスケジュールを示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式5）を提出すること。

ア 提出期限 令和8年7月15日（水）正午まで（必着）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめ電子メールにより、次のアドレスに送付すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

なお、メールの件名を「札幌ならではのエンタメ・クリエイティブ分野を中心とした都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務 質問書（事業者名）」とすること。

メールアドレス：ki.kikaku@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

回答については電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については回答しない。

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和8年7月22日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類

参加意向申出書 様式1のとおり

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。（締切日時必着。送付先は上記6-(1)-イに同じ）差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から3日以内を目途に参加資格審査結果を書面にて通知する。なお、参加資格を満たすことができた者に対しては、口頭またはFAX等にて通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール（送信要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和8年7月29日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類（正本及び副本の二種類を用意すること。）

(ア) 業務従事者一覧・・・・・・・・・・様式2のとおり

(イ) 類似業務等実績一覧・・・・・・・・・・様式3のとおり

(ウ) 業務体制の概要及び実施方法・・様式4のとおり

(エ) 企画提案書・・・・・・・・・・様式自由

(オ) 業務費内訳書(積算書)・・・・・・・・様式自由

ウ 提出方法

提出方法は電子メールとする（締切日時必着。送付先は上記6-(1)-イに同じ）。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提出書類には表紙をつけ、表題として「札幌ならではのエンタメ・クリエイティ

ブ分野を中心とした都市ブランドの確立に向けた調査・研究等業務」と記載すること。

- (イ)提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。
- (ウ)提出できる企画提案書は、1提案者につき1式までとする。
- (エ)体裁は下記のとおりとする。
 - (a)スライドサイズは16:9のワイド画面とすること。
 - (b)表紙・目次、添付資料一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を降ること。
- (オ)業務従事者一覧について
 - a 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
 - b 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
 - c 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
 - d 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。
- (カ)類似・関連業務等実績一覧について
本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。
- (キ)提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (ク)文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (ケ)提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(サ)の場合を除く。)は認めない。
- (コ)提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (サ)提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員8名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類1 履行実績等 満点125～200点(配点25点×委員5～8名※①)

分類2 企画提案 満点375～600点(配点75点×委員5～8名※①)

計(合計値) 満点500～800点(最低評価基準点(※②)300～480点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合ある。

※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

対象者に対して次のとおり審査(ヒアリング)を行う。

(ア) 開催場所及び方法

オンラインでの開催とし、審査(ヒアリング)対象者に対し別途(開催時期は令和8年8月7日(金)を予定)通知する。

(イ) 審査（ヒアリング）にあたっての留意事項

- a 審査（ヒアリング）は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b 審査（ヒアリング）の際に使用する資料等は、上記 7 に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は 2 名までとし、そのうちの 1 名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること
- d 審査（ヒアリング）は 1 提案者あたり 30 分(説明 20 分+質疑応答 10 分)とし、順次提案者個々に行う。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

- (7) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が 2 名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。
 - a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている審査項目「分類 2 企画提案」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
 - b 上記 a においてもなお評価点(合算値)の同じの者が 2 名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。
- (1) 有効な提案書類を提出した提案者が 1 名であった場合には、審査（ヒアリング）の結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者 5 名程度を、上記ウの審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が 5 名以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、審査（ヒアリング審査）に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して 3 日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は 7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して 3 日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は 7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第 11 条第 2 号(押印部分を除く。)及び第 4 号から第 7 号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 業務費内訳書（積算額）が上記 3(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) 審査（ヒアリング）に出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記 7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記 4 の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 委託者が提供した資料は、委託者の了承なく公表、使用することができない。
 - カ 本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。
 - キ 本業務に関連して得られた個人情報や企業情報は、許可なく第三者に漏らしてはならない。
 - ク 契約の相手方は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。